



8江監第137号
令和8年5月15日

江 東 区 長 殿

江東区監査委員	豊 島 成 彦
同	佐 竹 としこ
同	金 子 ひさし
同	高 村 きよみ

令和7年度第4回定期財務監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項、江東区監査基準（令和2年4月1日江東区監査委員訓令甲第1号）第1条及び第2条第1項第1号に基づいて行った監査の結果を、同法第199条第9項、同基準第14条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

令和7年度第4回定期財務監査報告書

第1 監査の範囲

1 監査の対象事項

令和5年度、6年度及び7年度における小学校、中学校及び幼稚園（以下「学校（園）」という。）の財務に関する事務の執行状況及び施設の管理状況について監査を実施した。

なお、本年度は、「特別教室（図工室、美術室、家庭科室等）における安全管理について」を重点監査項目とした。

2 監査の対象施設

(1) 小学校（16校）

八名川、数矢、東陽、扇橋、東川、豊洲、豊洲西、豊洲北、辰巳、浅間堅川、第一大島、第五大島、第二砂町、第四砂町、小名木川、南砂

(2) 中学校（8校）

深川第六、深川第八、辰巳、東陽、第二亀戸、第二大島、砂町、第四砂町

(3) 幼稚園（4園）

つばめ、第三大島、東砂、みどり

3 監査の実施期日

令和8年1月19日（月）から同年2月18日（水）までのうち16日間

第2 監査の手続

監査対象施設の概要及び歳出予算の執行状況等の関係資料の提出を求め、監査当日は、関係職員の説明を聴取しつつ、関係書類及び帳簿との照査突合を行うとともに、施設の内外についても必要と認める監査を実施した。

第3 監査の結果

監査対象施設の財務に関する事務及び施設管理は、法令等に従い、概ね適正かつ効率的に執行又は処理されていると認められ、また重点監査項目の特別教室（図工室、美術室、家庭科室等）における安全管理についても、特に指摘する事項はないが、一部において不適正な事例があったので別項で意見を付す。

なお、監査の際に散見された事務上の軽微な誤りについては、各学校（園）及び関係部署に対し、口頭で改善を促した。

第4 監査委員意見

1 重点監査項目について

今年度は、特別教室（図工室、美術室、家庭科室等）における安全管理を重点監査項目として監査を実施した。その結果、概ね適正に管理されていることを確認したが、一部の学校（園）において、以下のような不適正な管理を行っている事例が見られた。

- (1) 刃物及び工具類（以下「刃物類」という。）について、総数が台帳と一致していない、又は台帳が未作成であるため、全体数を把握できていない。
- (2) 刃物類について、ナンバリングによる管理を行っておらず、総数の管理が不十分である。
- (3) 糸のこ盤について、刃を装着したままの状態では保管されているものや、廃棄予定の刃が容器内に放置されたままになっている。
- (4) 特別教室や準備室の整理整頓が行き届いておらず、また、棚の上部に置かれている物品の整理が不十分である。

刃物類の紛失等による事故を未然に防ぐためには、総数の適正な管理が極めて重要である。そのため、台帳の作成や保管場所へ総数の表示を行い、使用後に確実に返却されていることを確認できる体制を整えられたい。また、廃棄時等には、速やかに台帳や保管場所の総数表示を訂正することが求められる。あわせて、刃物類をナンバリングすることにより総数を適正に管理されたい。

児童・生徒の事故及び教職員の公務災害の防止の観点から、学校（園）全体として、改めて総点検を実施されたい。

2 備品の管理について

備品台帳と備品の照合を行ったところ、次のような事例が見られた。

- (1) 備品台帳には登録されているものの、現物を確認できない備品があった。
- (2) 備品シールが貼付されているにもかかわらず、備品台帳に記載されていない物品が確認された。
- (3) 備品台帳に登録されている取得日が、当該備品の納品後に実施された検査の完了日と整合していない。

学校（園）は教室数や使用場所が多く、備品管理が煩雑になりやすい状況にあるが、備品台帳は区の財産管理の根拠となる重要な帳簿であり、現物と常に一致した状態が保持される必要がある。備品台帳に記載されている設置場所等の情報を活用し、各備品の所在を的確に把握するなど、管理の徹底を図られたい。また、備品は区の財産であることを十分に認識した上で、江東区物品管理規則に基づき、適正かつ確実な管理を行われたい。